

外国への特許出願等に要する経費の一部を補助します！

令和 7 年度海外出願支援事業 募集開始

募集
期間

令和 7 年 5 月 2 9 日(木)～1 0 月 3 1 日(金) 午後 5 時必着

ただし、各月の末日で締め、翌月上旬に審査会を実施し採否を決定します。

募集内容	海外への事業展開等を計画している県内中小企業者等の特許出願等を促進するため、特許庁の「中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）」を活用して、外国出願に要する費用の一部を補助します。応募される企業等の皆様は、以下に留意して応募してください。		
申請資格	申請時に、（１）～（４）のすべての条件を満たしていることが必要です。 （１）鹿児島県内に主たる事業所を有する中小企業者（「中小企業者」とは、中小企業支援法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定された要件に該当する企業をいいます。）又はそれらの中小企業者で構成されるグループ（グループ構成員のうち、中小企業者が 3 分の 2 以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者をいいます。）であること。 （２）外国特許庁への出願業務を依頼する国内弁理士等（選任弁理士）の協力が得られる中小企業者又は自ら同業務を現地代理人に直接依頼する場合には、同等の書類を提出できる中小企業者 （３）本事業実施後のフォローアップ調査に対し、積極的に協力する中小企業者 （４）暴力団関係企業、違法な行為又は不正な行為を行った中小企業者、その他ジェトロが不適当と判断する中小企業者でないこと。		
補助対象経費	①出願国への出願手数料、②現地代理人費用、③国内代理人費用、④翻訳に要する費用 等		
助成対象期間	採択決定後、令和 8 年 2 月 1 0 日（火）までに発生した費用		
補助率	助成対象経費の 2 分の 1 以内 (千円未満の端数は 切り捨て)	補助上限額	1 中小企業者あたり 3 0 0 万円以内 【1 出願に対する補助金の上限額】 ☐ 特許出願 1 5 0 万円 ☐ 実用新案登録出願、意匠登録出願、 商標登録出願 6 0 万円 ☐ 冒認対策商標登録出願(※) 3 0 万円 (※) 冒認対策商標登録出願とは、第三者による抜け駆け（先取り）出願（冒認出願）の対策を目的とした商標登録出願をいいます。
応募方法	当センターホームページから募集要領をご確認いただき、ダウンロードの上、申請書類一式をセンターに期限までに持参又は郵送してください。なお、申請書類は返却しません。		

お問い合わせ・お申し込み先

公益財団法人かがしま産業支援センター

〒892-0853 鹿児島市城山町 1-24（県中小企業会館 4 階）

URL : <https://www.kisc.or.jp>

産業振興課 TEL:099-219-1272 E-mail : ikusei@kisc.or.jp



(募集案内へのリンク)